

長崎市公告第 6 号

次の市有財産の売却について、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 26 日

長崎市長 鈴木 史朗

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有地の売却に係る制限付一般競争入札
 (2) 売却物件

	区分	所在地	土地 地目（公簿）	地積（公簿）	最低売却価格 （税抜き） 土地：非課税 建物：課税
			建物 種類／構造	建物 床面積	
物件 1	土地	伊王島町一丁目字 小平次 2672 番 7	宅地	(実測) 300.05 m ²	2,790,000 円
	建物	伊王島町一丁目字 小平次 2672 番地 7	居宅/木造スレ ートぶき 2 階建	1 階 42.00 m ² 2 階 21.00 m ² 延床 63.00 m ²	4,480,000 円
物件 2	土地	伊王島町一丁目字 小平次 2672 番 8	宅地	(実測) 299.67 m ²	2,790,000 円
	建物	伊王島町一丁目字 小平次 2672 番地 8	居宅/木造スレ ートぶき 2 階建	1 階 42.00 m ² 2 階 21.00 m ² 延床 63.00 m ²	4,480,000 円
物件 3	土地	田中町 940 番	雑種地	(実測) 359.90 m ²	3,850,000 円
物件 4	土地	下黒崎町字丸高尾 2611 番 1	宅地	(実測) 171.26 m ²	625,000 円
物件 5	土地	香焼町字山中 1295 番 9 香焼町字山中 1295 番 19 香焼町字山中 1295 番 20	宅地 雑種地 雑種地	(実測) 1835.59 m ² 71.32 m ² 151.07 m ²	50,000 円 ※土地の売却価格 とする。
	建物	香焼町字山中 1295 番地 9	共同住宅/鉄筋 コンクリート造 陸屋根 5 階建	1 階 131.58 m ² 2 階 131.58 m ² 3 階 131.58 m ² 4 階 131.58 m ² 5 階 131.58 m ² 延床 657.90 m ²	

(3) 概要 長崎市有地の売却

(4) 契約保証金 要（長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 33 条第 1 項の規定に

より契約金額の100分の10以上)

(5) 最低売却価格 上記(2)売却物件の表中に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市税の滞納がない者であること。
- (2) 長崎市契約規則第2条第1項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (5) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び契約書については、長崎市理財部財産活用課(以下「財産活用課」という。)

(長崎市魚の町4番1号 長崎市役所10階)において閲覧することができる。

(ただし、長崎市の休日を守る条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

9時から17時まで(12時から13時までを除く。)

4 開札の日時及び場所

令和6年2月20日(火)9時00分

長崎市役所15階中会議室(長崎市魚の町4番1号)

5 入札保証金

要(長崎市契約規則第6条第1項の規定により見積る契約金額の100分の3以上)

6 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、募集案内の各記載事項を十分確認の上で、一般競争入札参加申込書(別紙1)(以下「申込書」という。)及び関係書類(以下「申込書等」という。)を提出しなければならない。

ア 個人の場合

- ・申込書
- ・市町村が発行する印鑑証明書(発行日から3月経過していないものに限る。)
- ・長崎市税の完納を証する完納証明書(発行日から1月経過していないものに限る。)
- ・誓約書(別紙2)
- ・共同申込の場合は、各個人又は法人の添付書類に加えて代表者への委任状(別紙4)、受任者の印鑑登録証明書及び共同入札持分内訳書(別紙5)が必要です。

イ 法人の場合

- ・申込書
- ・法務局が発行する印鑑証明書（発行日から3月経過していないものに限る。）
- ・長崎市税の完納を証する完納証明書（発行日から1月経過していないものに限る。）
- ・誓約書
- ・役員名簿（別紙3）
- ・共同申込の場合は、各個人又は法人の添付書類に加えて代表者への委任状、受任者の印鑑登録証明書及び共同入札持分内訳書が必要です。

(2) 申込書等は郵送又は持参により提出するものとする。なお、郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和6年2月7日（水）必着とする。

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間 令和6年1月26日（金）から令和6年2月7日（水）まで（ただし、休日を除く。）

イ 受付時間 9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）

ウ 受付場所 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階） 財産活用課
電話番号 095（829）1127（直通）

(4) その他

- ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は返却しないものとする。
- エ 提出書類は公表しないものとする。

7 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

入札資格確認の結果、参加資格を有しないと認められた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和6年2月16日（金）までに通知する。

8 募集案内及び質疑応答

(1) 募集案内及び関係様式は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、財産活用課の窓口で配付する。この場合は、事前に財産活用課へ電話すること。

(2) 募集案内等の質疑応答

本件の土地の使用等に係る質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

ア 提出期限 令和6年2月2日（金）17時00分までに持参、ファックス又は電子メールによるものとする。（ファックス又は電子メールの場合は、電話により到着確認を行うこと。）

イ 提出先 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所10階） 財産活用課
ファックス番号 095（829）1248
メールアドレス zaisankatsuyo@city.nagasaki.lg.jp

ウ 回答期限 令和6年2月5日（月）までにファックス等で回答するほかホームページで公開する。

9 入札書の提出方法等

(1) 提出方法 入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、募集案内の質疑応答や現地等を確認し、十分に納得したうえ

で送付すること。

- (2) 提出期間 令和6年2月8日(木)から令和6年2月19日(月)まで
日本郵便(株)長崎中央郵便局必着
- (3) 郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかによる。
- (4) 郵送先 〒850-8799 日本郵便(株)長崎中央郵便局留
郵便入札用入札書在中(長崎市役所財産活用課扱い) 宛
- (5) 入札執行回数は、1回を限度とする。

10 開札方法

本公告中「4 開札の日時及び場所」にて、入札書を開札する。なお、開札は、立会人による立会のもとで行う。

11 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。

12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 本入札に係る申込書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 最低売却価格未満の価格での入札
- (6) 入札金額が確認できない入札
- (7) 本市所定の入札書及び印鑑を使用しない入札
- (8) 本公告中「9 入札書の提出方法等(3)」に記載する郵送方法以外による入札
- (9) 入札に関する条件に違反した入札

13 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書(本市に到達したものをいう。以下同じ。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

14 入札辞退

入札書提出前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

15 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合がある。

16 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本件の最低売却価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定する。

- (2) 落札決定にあたって、1(2)売却物件の区分が「建物」については、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

17 契約及び代金の納入

原則として、落札の決定の通知の日から7日以内に契約を締結することとし、代金は契約締結の日の次の日から起算して10日以内に納入することとする。

18 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、募集案内その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

19 その他注意事項

売却物件に関する注意事項は、募集案内及び物件調書に記載のとおり。

20 問い合わせ先

財産活用課 財産管理係

電話番号 095 (829) 1127 (直通)

ファックス番号 095 (829) 1248

メールアドレス zaisankatsuyo@city.nagasaki.lg.jp